



一般質問 ..... P 2  
9月定例会から

委員会の動き ..... P 5  
総務文教常任委員会  
産業福祉常任委員会

議員研修会 ..... P 10  
北海道町村議会議員研修会  
北海道町村議会広報研修会  
上川支庁管内町村議会議員研修会

決算審査 ..... P 11

町議会審議結果 ..... P 12  
財産の取得  
平成20年度補正予算  
上川町ふるさと応援寄付条例の制定  
上川町土地開発公社の解散  
上川町教育委員会委員の任命

発行/上川町議会 編集/議会広報特別委員会



「層雲峠小学校開校50周年記念式典」

## 第6回町議会

般  
問

平成20年度第6回町議会(定例3)の一般質問は、9月24日に行われ、4議員5項目について町長の考え方を聞きました。

おりますが、全て健全段階の数値が示されています。しかし、早期健全化基準を上回る比率でなかつたから良いという捉え方はしていません。大きく地方交付税が財源となつていて本町の財政状況を考慮したと

上川町の職員定数

き 国の競争動向により受けける影響は大きく変化いたしますので、自主的・自律的に改革・改善を行う必要

があるものと考えております。

平成19年6月、財政健全化法が成立いたしまして、

本年9月には19年度次第に基づく健全化判断比率を公表することになりました。

全国の自治体がますます自

それぞれ健全化に向けた努力をしてまいりたいと思います。

本比率を公表するに当た

地方の自己責任が厳しく問われるようになり、自分たちが住んでいる町の財政状況がどのようになっているのか、説明責任を果たすための様々な取組みが進められております。 本町の平成19年度決算における健全化判断比率でありまするが、後ほど詳細について報告することとなつて

論語



**上川町の職員定数について**

上川町においても新規採用の停止、退職者の不補充、再任用や臨時職員での対応は恒常化し、それが当たり前のようになつています。

そこで  
1、町職員の正規の定数は  
何名なのか伺いたい。  
2、年次有給休暇、生理休  
暇の取得率を聞いたい。

進計画、財政健全化計画、  
財政シミュレーションによ  
り、逐次検証を行ひ将来を

## 町長答弁

新規採用を含め  
人員の適配道に努める

1点目の町職員定数につ

きましては、平成10年4月  
の条例改正により職員数は

町長の事務部局177名、  
議会の事務部局3名、教育

委員会の事務部局18名、農

業委員会の事務部局2名の

合計200名となつております。

現状の各部局ごとの実職

は、このようないくつかの  
現状の各部局ごとの実職

は、このようないくつかの  
現状の各部局ごとの実職

は、このようないくつかの  
現状の各部局ごとの実職

は、このようないくつかの  
現状の各部局ごとの実職

員数は平成12年度からス  
タートしました行政改革大

綱推進計画に基づく業務の

見直し、グループ制の導入  
等による組織機構の再編、

退職者の不補充などの結果、

町長の事務部局131名、  
議会の事務部局3名、教育

委員会の事務部局11名、農

業委員会の事務部局1名の

合計146名となつております。

## 跨線橋計画は地域 住民の足を奪う

### 沢田 議員

何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目通り跨線橋計画  
について協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

当初から、跨線橋につき  
ましては、両側歩道及び階  
段が設置される設計であり

ましたが、町としては、自  
動車以外での利用者として

の歩行者、自転車、及び車

椅子等にも利用可能な両方

開閉型エレベーターの設

置につきまして施工者であ

ります北海道に対して現在

協議を進めているところで

ございます。

## 跨線橋計画は地域 住民の足を奪う

### 沢田 議員

住民の足の確保のために  
何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

## 本町公営住宅から 役場に向かっての 歩道の新設を

### 沢田 議員

当初から、跨線橋につき  
ましては、両側歩道及び階  
段が設置される設計であり

ましたが、町としては、自  
動車以外での利用者として

の歩行者、自転車、及び車

椅子等にも利用可能な両方

開閉型エレベーターの設

置につきまして施工者であ

ります北海道に対して現在

協議を進めているところで

ございます。

## 本町公営住宅から 役場に向かっての 歩道の新設を

### 沢田 議員

住民の足の確保のために  
何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

## 本町公営住宅から 役場に向かっての 歩道の新設を

### 沢田 議員

住民の足の確保のために  
何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

## 本町公営住宅から 役場に向かっての 歩道の新設を

### 沢田 議員

住民の足の確保のために  
何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

## 本町公営住宅から 役場に向かっての 歩道の新設を

### 沢田 議員

住民の足の確保のために  
何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

## 本町公営住宅から 役場に向かっての 歩道の新設を

### 沢田 議員

住民の足の確保のために  
何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

## 本町公営住宅から 役場に向かっての 歩道の新設を

### 沢田 議員

住民の足の確保のために  
何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

## 本町公営住宅から 役場に向かっての 歩道の新設を

### 沢田 議員

住民の足の確保のために  
何か計画はあるのか伺いた  
いと思います。

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置に  
ついて協議を進める

東2丁目線は道道上川停

車場線として平成17年に踏

切横断部につきましては、

工事費用の比較によりアン

ダーバスからオーバーバス

に都市計画変更決定したと

ころであります。

エレベーターの設置位置

及び管理区分等細部につい

て検討している段階であり、

実現に向けて協議を進めて

まいりますので、ご理解を

お願いいたします。

## 本町公営住宅から 役場に向か



# 委員会の動き

## 総務文教

数条例の廃止について

平成20年4月1日に地方

所管各課等の平成20年度  
主要事業計画について、別

紙資料により担当課長等か  
ら説明を受けた後、高規格

幹線道路旭川紋別自動車道  
工事進捗状況、新光町公営  
住宅用地の現地調査を行  
いました。

▽6月26日 所管事務調査  
例の改正により、個人の地  
方自治体に対する5,000  
円を超える寄付金につ  
いて、住民税が所得税と合わ  
れて、住民税が所得税と合わ  
せて控除される「ふるさと  
納税制度」が創設されたこ  
とに伴い、上川町を応援し  
ていただける方に寄付とい  
うかたちで上川町のまちづ  
くりに参加していただくと  
同時に、新たな自主財源確  
保対策として取り組むた  
め、「ふるさと応援寄付条  
例」を制定する。との説明  
を受けた。

▽6月7・8日 先進地行  
政視察

まちづくり基本条例の実  
践状況について及びバイオ  
マス熱利用について、奈井  
江町や恵庭市の視察を行  
いました。

▽8月28日 所管事務調査  
(1)上川町教育委員会委員定



を5人としたとの説明を  
受けた。

(2)上川町ふるさと応援寄付  
条例の制定について

本年4月30日の地方税条  
例の改正により、個人の地

方自治体に対する5,000  
円を超える寄付金につ  
いて、住民税が所得税と合わ  
れて、住民税が所得税と合わ  
せて控除される「ふるさと  
納税制度」が創設されたこ  
とに伴い、上川町を応援し  
ていただける方に寄付とい  
うかたちで上川町のまちづ  
くりに参加していただくと  
同時に、新たな自主財源確  
保対策として取り組むた  
め、「ふるさと応援寄付条  
例」を制定する。との説明  
を受けた。

(3)上川町土地開発公社の解  
散について

上川町土地開発公社は、  
昭和48年8月に設立し、本  
町における計画的な土地利  
用の推進と地域整備を行い、  
住民福祉の向上に寄与して  
きました。

▽8月28日 所管事務調査  
(1)上川町教育委員会委員定

も同様の事業の実施が可能  
となつたこと、さらに今後  
においても先行する土地の  
取得が想定されず、解散す  
ることとなる。

(2)上川町ふるさと応援寄付  
条例の改正により、個人の地  
方自治体に対する5,000  
円を超える寄付金につ  
いて、住民税が所得税と合わ  
れて、住民税が所得税と合わ  
せて控除される「ふるさと  
納税制度」が創設されたこ  
とに伴い、上川町を応援し  
ていただける方に寄付とい  
うかたちで上川町のまちづ  
くりに参加していただくと  
同時に、新たな自主財源確  
保対策として取り組むた  
め、「ふるさと応援寄付条  
例」を制定する。との説明  
を受けた。

(3)上川町税条例の一部改正  
について

現在で65歳以上の方であり、  
年金額が年間18万円以下の  
方、傷害年金・遺族年金の  
方は対象外となつている。  
平成21年10月の年金支給  
分から実施する。

6月・8月上半期につい  
ては普通徴収で年税額の4  
分の1ずつを徴収し、残り  
の税額が10月・12月・2月  
に年金から特別徴収され  
る。

6月、8月分については、  
この段階では所得が確定し  
ていないので、前年度の10  
月から2月までの課税額の

9月22日からの国民健康  
保険証の更新時に、滞納者  
について納税相談を実施し、  
なおかつ約束等を反古にす  
る者については短期被保険  
者証の交付をする。

資格證明書は、故意に国  
保険を滞納している等の者  
について、いま交付してい

それぞれ3分の1ずつ仮徵  
収し、10月以降は残りの税  
額を3回に分けて徴収する  
こととなる。

(4)上川町税条例の一部改正  
について

年金からの特別徴収につ  
いての対象者は、4月1日  
が年々増加し相当な額に  
なつていることもあり、資  
格證明書、短期被保険者証  
の交付に踏みきらざるを得  
ない状況となつていて、  
中央部7町については数  
年前から短期被保険者証の  
交付を行つていて、

9月22日からの国民健康  
保険証の更新時に、滞納者  
について納税相談を実施し、  
なおかつ約束等を反古にす  
る者については短期被保険  
者証の交付をする。

資格證明書は、故意に国  
保険を滞納している等の者  
について、いま交付してい

る保険証の返還命令をして資格証明書を交付する。

資格証明書は病院にかかると1割負担となるが、さらには悪質な者は保険給付の差し止めも考えていかなければならぬ。

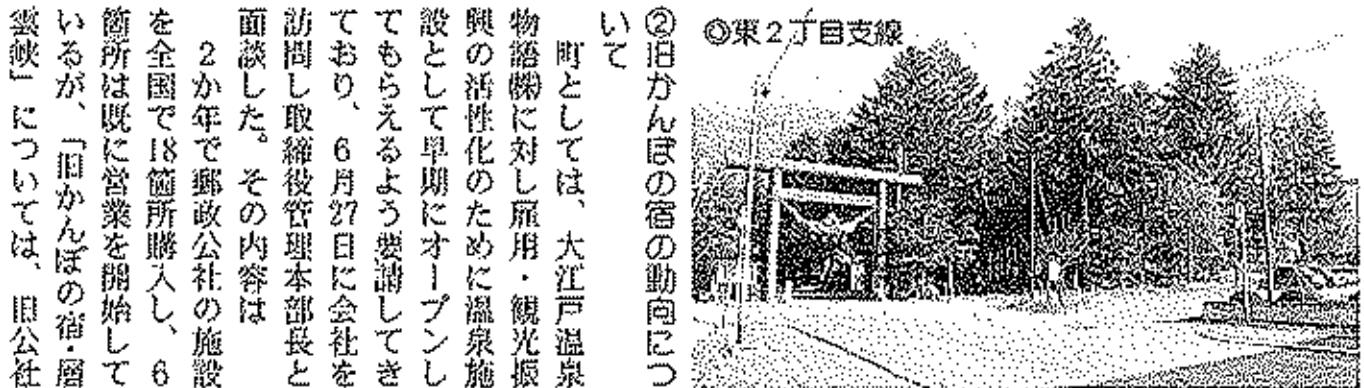
判定にあたっては、税務課を網羅した中で公平に審査をし、慎重に判断をしていきたい。

来年度以降は資格証明書の交付も考えていかなければならぬとの説明を受けた。

#### ⑥その他

##### ①東2丁目支線について

今後神社と寄付についての話合いが持たれていく。神社が必要とする境内敷地を除いた道路と中学校の間にある三角地(1,545m<sup>2</sup>)について、今後のかみくホールの駐車場や将来的に道路が整備されるとみんぐの道の駅の駐車場という話合いを持っていきたいとの説明を受けた。



##### ②旧かんぽの宿の動向について

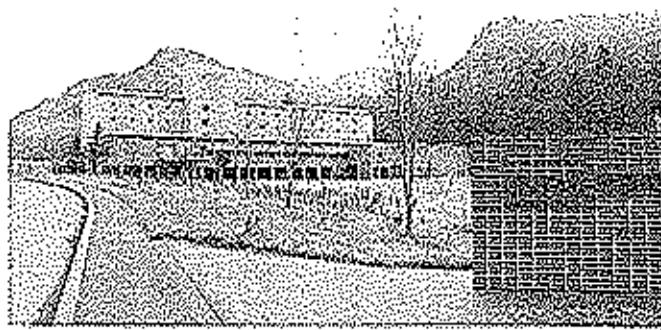


北海道の方に営業をしてもらいたいと考えているので、町にも協力を願った。購入価格は1億7千万円で、売却する場合は帳簿価格の1億円を割ることにはならない。売却できない場合は、除却も考えていい。

来年度以降は、表面温度が25度で湯量等は不明であり、行政としてリスクを負うことはないと判断し、そ

がボーリングした温泉施設の改修が無理であり、管理費を含めると採算ベースとならないことから営業は難しいと本社では判断をしている。

##### ③旧かんぽの宿



用意するので、上川町が取扱して貸貸してほしいといふ申し出があつたが、調査した内容は、表面温度が25度で湯量等は不明であり、行政としてリスクを負うことはできないと判断し、そ

の旨伝えた。

行政としてリスクを負うことはできないと判断し、そ

の旨伝えた。

その後の大江戸温泉物語開業管理本部長からの情報と手がなければ年内に更地にして、9月10日までに買取方針を持っている。とすることであつたと説明を受けた。

一方、当該施設の購入のため、JR旭川ターミナル設として早期にオープンしてもらえるよう要請しており、6月27日に会社を訪問し取締役管理本部長と面談した。その内容は

この条例は、本年4月30日の地方税法等の改正により、寄付にかかる個人住民税の控除制度が拡充され、地方自治体に対する寄付金のうち、5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として控除されることとなり、上川町を応援してくれる方に寄付をいただき、寄付というかたちでまちづくりに参画していただくなり、同時に、自主財源の確保対策として制定するものである。

③上川中央部8町滞納整理機構（一部事務組合）について

2年前から設立に向かって進めてきたが、各町の負担金や機構の規約等がまとまりつつある。

規約については、議会議決が必要となるので12月議会に提案を予定しているが、前段議会への説明の機会を設けたいとの説明を受けた。

##### ▽10月27日 付託事件審査

この条例は、本年4月30

日の地方税法等の改正によ

り、寄付にかかる個人住民

税の控除制度が拡充され、

地方自治体に対する寄付金

のうち、5,000円を超

える部分について、個人住

民税所得割の概ね1割を上

限として控除されることと

なり、上川町を応援してくれる方に寄付をいただき、

寄付というかたちでまちづ

くりに参画していただくなり、

同時に、自主財源の確保対

策として制定するものであ

る。

本委員会は慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案どおり可決することと決定した。

▽10月27日 所管事務調査  
(1)上川町表彰規則に伴う表彰状の趣旨について

正について

印鑑登録事務の電子化に

伴い、条文の追加をするものであるとの説明を受けた。

(2)住民基本台帳カードの一

部無料交付について

5月1日の戸籍法の改正により、戸籍（戸籍謄本・抄本、住民票など）の交付申請には窓口において本人確認が義務付けられ、申請

時に写真付きの身分証明書の提示を求めることがあるので、運転免許証を所持していない満65歳以上の方に「住民基本台帳カード」を無料で交付する。

受付期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間とするとの説明を受けた。

(3)その他

①上川町表彰規則に伴う表

彰状の趣旨について

今年度からは表彰祝賀会での表彰は行わず、12月町議会定例会開会前に議場において表彰を行い、町が主催する祝賀会は行わないこととするとの説明を受けた。

②旧かんぽの宿のその後の動向について

10月16日、大江戸温泉物語管理部長から、建物を取り壊すこととなり、今月末までに業者を選定し年内に2分の1か3分の1を取り壊し、残りは来年度取りあつた。

5月16日、大江戸温泉物語管理部長から、建物を取り壊すこととなり、今月末までに業者を選定し年内に2分の1か3分の1を取り壊し、残りは来年度取りあつた。

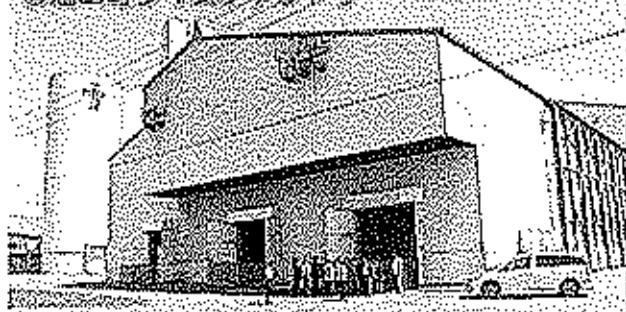
▽6月30日 所管事務調査  
平成20年度主要事業計画

10月16日、大江戸温泉物語管理部長から、建物を取り壊すこととなり、今月末までに業者を選定し年内に2分の1か3分の1を取り壊し、残りは来年度取りあつた。

▽8月7・8日 先進地行

## 幸 福 社

◎鶴田町ライスファクトリー



を始めたところであるとの説明を受けた。

▽9月10日 所管事務調査  
(1)平成19年肉牛農家経営状況について

算では、5農家がプラス決

算、1農家がマイナス決算

となつた。

畜産関係については、畜

産部門の収支で6件中4件

がマイナスで合計10・6

千円の赤字額となり、

今後も油断できない状況で

ある。

また、畑作部門において

高収益作物に取り組むこと

とし、経営の改善を図るとともに、町としても道など

の支援を求めていくとの報

告を受けた。

(2)平成20年産農作物の作況

29・369千円減額し、

本年期末残高は335・8

千円となつた。

グリーンサポートの經營

状況は、総体として総収益

515・509千円、総販

用500・992千円で純

利益は14・517千円の

結果となつたが、天候や農

畜産物価格の変動に經營が

左右されるなど経営は厳し

い状況にあり、今後においても費用の削減はもとより、

畜産物価格の変動に經營が

左右されるなど絏営は厳し

い状況にあり



大豆は、7月以降の好天で生育が急激に進んだことにより、生育は過繁茂気味で一部ほ場で倒伏がみられるが、莢つきは良好で収穫が期待できる。

馬鈴薯は、8月28日から収穫が始まり、一部ほ場で「そうか病」の発生がみられるが、現在収穫中のほ場は順調な収穫が見込まれる。

テンコーンは、適度な降雨と高温により順調な生育となっている。

アスパラは、高温で経過良好に取引されている。

身体障害者手帳(1~3級)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものがいる世帯、一人親世帯を対象とする。

見直しの内容は、数え年以上の節目の方に「長寿祝い金」として贈呈することを検討している。

上川中央部の状況は、2町が廃止、5町が節目の方に贈呈している。

（6）その他

牧草については、融雪が早く4月から高温が続き定期的な降雨もあつたことから、一番草は半年と比較し良好であった。二番草も生育は良好で半年並みとなっているが、一部ほ場において雑草が目立ってきており、今後とも雑草処理や計画的な草地更新をしていく必要がある。

大根は、8月中旬以降の一時的な低温影響もなく順調に推移しており、価格も

平成21年度から敬老年金

支給事業を見直し、その財源を効果的に活用したい。

（7）その他

従前の「福祉燃料費支給制度」は廃止し、3年経過後に灯油価格等の状況を勘案し、見直しを行うとの説明を受けた。

（4）敬老年金支給の見直し

（8）その他

内閣府の宿泊の動向について

（9）その他

（10）その他

（11）その他

（12）その他

（13）その他

（14）その他

（15）その他

（16）その他

（17）その他

の対象となることが確認されており、賠償金の額が1,449千円と確定したので、8月25日付で補正予算を合併させて専決処分としたとの説明を受けた。

④区画整理事業に係る町有地の等価交換について

吉田勝一氏が仮換地するにあたり、中央町25-1から町有地である98-16に移転を希望しており、土地評価額に大きな差があることから、増換地や精算金が発生しないよう等価交換をしたいとの説明を受けた。

⑤神社内道路（東2丁目支線）の寄付及び買取予定地の進捗状況について

総務文教常任委員会の説明と同じ

▽10月28日 所管事務調査

(1)農地保育合理化促進事業 買戻しについて

平成9年度から平成12年度の4年間、北海道農業開発公社に買入を依頼した農地について、㈱グリーンサポートが受け手となり買

戻をするもので、平成19年度分は農業經營基盤強化資金の無利子化措置を活用し買い戻し済みであるが、平成20年度から平成22年度分

についても、同資金の無利子化措置期間（平成19年度から平成21年度まで）に、前倒しして一括で買戻しを行いたい。

買戻し金額は、平成20年度分から平成22年度分合計で1億60,087,800円となる。

農業經營基盤強化資金借入額は、平成20年度分から平成22年度分まで、15,900千円となり、現在北海道に無利子化措置に対する資金の借り入れについて、内訳はもらっている。

買戻しに對しフルール分として北海道と同率の0・15%の利子補給と㈱グリーンサポートの償還金（元金）

減するため、行政に応分の負担をして欲しいと要請があり、愛別町と連絡を密にしながら、可能な限り足並みを揃えるということで協議しており、明らかになつ

た段階で議会に諮りたい。また、1月5日の町議会に、利子補給と補助金について債務負担行為の提案をしたい。との説明を受けた。

②その他

(1)緊急経済対策に係る町助成（補正予算）について

(2)農業經營継続支援資金（仮称）に係る利子補給について

農業生産資材の高騰等が農業經營を相当圧迫し、農家の自助努力の範囲を超えての状況にあり、農業經營を続けるには危機的状況に至つており、JAから低金利で支援資金を創設したいと申し入れがあった。

通常農協のプロパー資金は利率3・5%程度で運用しているが、農協が2・1%を負担し1・4%で農家に貸し出しをするというものが利子補給と㈱グリーンサポートの償還金（元金）

減するため、行政に応分の負担をして欲しいと要請があり、愛別町と連絡を密にしながら、可能な限り足並みを揃えることで協議しており、明らかになつ

た段階で議会に諮りたい。また、1月5日の町議会に、利子補給と補助金について債務負担行為の提案をしたい。との説明を受けた。

制度は2カ年限り、償還は1年据置きで5年償還としたい。との説明を受けた。

①緊急経済対策に係る町助成（補正予算）について

(1)農業經營継続支援資金（仮称）に係る利子補給について

農業生産資材の高騰等が農業經營を相当圧迫し、農家の自助努力の範囲を超えての状況にあり、農業經營を続けるには危機的状況に至つており、JAから低金利で支援資金を創設したいと申し入れがあった。

通常農協のプロパー資金は利率3・5%程度で運用しているが、農協が2・1%

を負担し1・4%で農家に貸し出しをするというものが利子補給と㈱グリーンサポートの償還金（元金）

減するため、行政に応分の負担をして欲しいと要請があり、愛別町と連絡を密にしながら、可能な限り足並みを揃えることで協議しており、明らかになつ

た段階で議会に諮りたい。また、1月5日の町議会に、利子補給と補助金について債務負担行為の提案をしたい。との説明を受けた。

(1)上川町商工業振興緊急対策事業補助金について

(2)上川町表影規則に伴う表影状の贈呈について

総務文教常任委員会の説明と同じ

②上川町表影規則に伴う表影状の贈呈について

総務文教常任委員会の説明と同じ

た段階で議会に諮りたい。をつけたプレミアム商品券制度は2カ年限り、償還を販売する。

11月25日から12月15日まで販売し、有効期間は11月25日から2月20日までとし、商工会加盟店全店で取り扱う。

これから冬期間に向けて、商店の振興もあるが町民への福祉対策という部分も兼ね備えており、総額2,000万円でプレミアム分が300万円、プレミアム分の90%、270万円を町が助成していく。合わせてプレミアム券の発行にあたっての事務費として3分の1相当額で20万円を助成し、合わせて290万円の支援をしてなんとか振興を図っていきたいとの説明を受けた。

12月定例会に補正予算を提案したいとの説明を受けた。

③旧かんぽの宿のその後の動向について

総務文教常任委員会の説明と同じ

④旧かんぽの宿のその後の動向について

総務文教常任委員会の説明と同じ

⑤旧かんぽの宿のその後の動向について

総務文教常任委員会の説明と同じ

⑥上川町表影規則に伴う表影状の贈呈について

総務文教常任委員会の説明と同じ

⑦上川町表影規則に伴う表影状の贈呈について

総務文教常任委員会の説明と同じ

をつけたプレミアム商品券制度は2カ年限り、償還を販売する。

11月25日から12月15日まで販売し、有効期間は11月25日から2月20日までとし、商工会加盟店全店で取り扱う。

これから冬期間に向けて、商店の振興もあるが町民への福祉対策という部分も兼ね備えており、総額2,000万円でプレミアム分が300万円、プレミアム分の90%、270万円を町が助成していく。合わせてプレミアム券の発行にあたっての事務費として3分の1相当額で20万円を助成し、合わせて290万円の支援をしてなんとか振興を図っていきたいとの説明を受けた。

12月定例会に補正予算を提案したいとの説明を受けた。

③旧かんぽの宿のその後の動向について

総務文教常任委員会の説明と同じ

④旧かんぽの宿のその後の動向について

総務文教常任委員会の説明と同じ

⑤旧かんぽの宿のその後の動向について

総務文教常任委員会の説明と同じ

⑥上川町表影規則に伴う表影状の贈呈について

総務文教常任委員会の説明と同じ

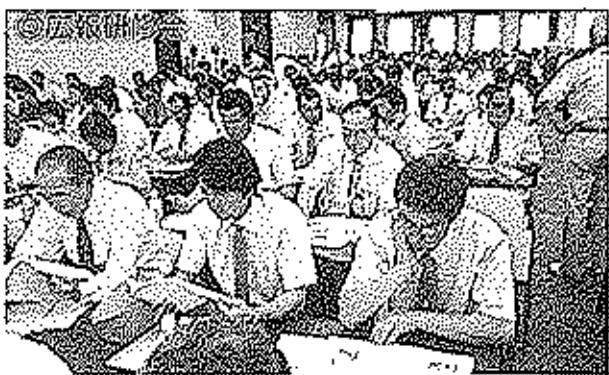
⑦上川町表影規則に伴う表影状の贈呈について

総務文教常任委員会の説明と同じ

# 北海道町村議会議員研修会

本年度の北海道町村議会議員研修会は7月1日に札幌市の札幌コンベンションセンターで開催され、本町議会から10名の議員が参加しました。

最初に「分権改革と地方議会のこれから」と題し、朝日新聞編集委員で京都大学法学部客員教授である坪井ゆづる氏から、朝日新聞社が実施した全国アンケート調査結果をもとに講演があり、続いてテレビなどでお馴染みの政治評論家・三宅久之氏から「混沌する政局と日本の進路」と題して、日本の政局分析や政治の裏話などについて歓に衣を着せぬ辛口トークを交えてユーモア溢れる講演がありました。

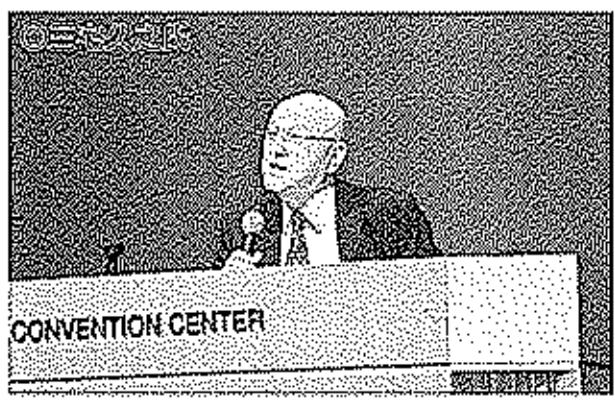


## 北海道町村議会広報研修会

北海道町村議会議長会主催の広報研修会が8月18日に札幌市の第2水産ビルで開催され、本町議会広報特別委員会委員5人と事務局職員1人の6人が研修会に参加いたしました。

広報プランナーであります和田雄之氏から、「議会報づくりと時代の潮流」と題し、新聞・雑誌などの最近の編集傾向、読者が求める議会報、バランスと紙面づくりの基本、笑しく・読みやすく・わかりやすい紙面などの講義がありました。

質問のコーナーでは被写体の了解の範囲について、また、4町の議会広報を題材として、クリニックが行われました。

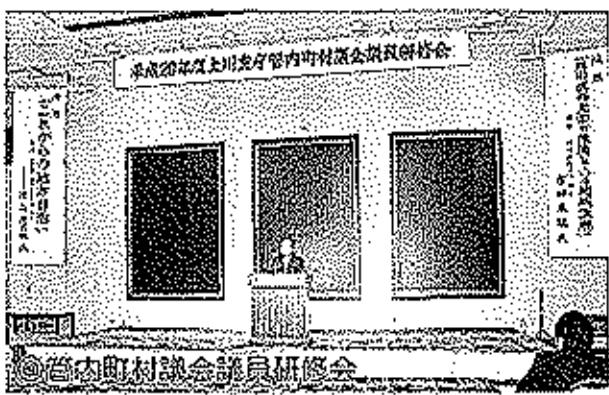


# 上川支庁管内町村議会議員研修会

10月21日、旭川市のロワジュール旭川で上川支庁管内町議会議員研修会が開催され、本町議会議員10名が参加をいたしました。

講師には、旭川医科大学学長の吉田晃敏氏が「旭川医科大学が推進している地域医療」をテーマに、現状の医師数で地域医療を充実させる遠隔医療を推進しており、一方で研修医などの待遇の改善に取り組んでいる。「これからも高い志と深い配慮で地域医療革命を起こし続けたい」と決意が述べられました。もう一人の講師は、財團法人日本消防協会会長で元総務大臣の片山虎之助氏が「これから的地方自治」をテーマに、混沌する中央情勢について語られ、

「地方分権改革は更に進める」「平成の大合併を検証する」「地方交付税は本来の目的どおり安定的に交付する」「健全な地域発展のための公共事業を増やす」など提言があり、最後に「北海道のこれから」の可能性が述べられました。



# 決算審査

質問	答弁
<p>財政健全化の観点から基金はどのくらい持つべきなのか。</p> <p>また、ふるさと創生基金残高は13,000千円となり、近い将来学生を海外派遣できなくなるのではないか。</p> <p>収入未済金が財政の悪化につながっていることから、懲罰な部分については貸金の差し押さえなどの手段も考えなければ、いつまでたっても徴収率の向上に繋がらないのではないか。</p>	<p>何とか少しでも基金を積んでいく、保存していくという基本方針に沿って行政執行を進めます。</p> <p>仮にふるさと創生基金が底をついた場合、人材育成、学生の事業も含めて、総体の見直しをしながら方策を持つべきと考えております。</p>
<p>小泉構造改革の中で行われてきた指定管理者制度について、検証する時期にきているのではないか。</p> <p>いろんな財政改革で一生懸命節約に苦労されているのに、収入未済額が4会計で207,000千円という莫大な金額になっています。</p> <p>国庫に向けた20年度の意気込みをお聞かせ願いたい。</p>	<p>来年から中央部8町で結成をする税の滞納整理機構において、徹底的に差し押さえ等々含めてやっていく必要だと思います。</p> <p>一方で、水道の給水停止、公営住宅の退去命令なども強化いたします。</p> <p>指定管理者の制度の問題は、各施設関係について委員会の中でもご指摘ありましたし、一度検証してみる必要があると思っています。</p> <p>住民の方にも公金は最後でいいという意識を変えてもらわなければならない。今のやり方ではある意味限界と思いますので、来年つくられる滞納整理機構と十分に意思疎通、連携を図りながら厳しい取り立てなり、処分というものをやっていかなければならぬと思っております。</p>

## 財政健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、この法律により、平成19年度決算から健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業に係る資金不足比率を算定し、町議会へ報告するとともに公表することとなりました。

さらに、平成20年度決算からは、この比率が基準値（早期健全化基準、財政再生基準）を超えた場合は、財政健全化計画等の計画の策定が義務付けられました。

### ★実質赤字比率

- 一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 平成19年度の上川町は赤字額がないため、実質赤字比率は算定されませんでした。

### ★連結実質赤字比率

- 公営企業会計を含む全ての会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
- 平成19年度の上川町は赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

### ★実質公債費比率

- 一般会計等が負担する地方債の元利償還金や公営企業会計への繰出金のうちの元利償還金相当分などの公債費の標準財政規模に対する比率です。
- 平成19年度の上川町の比率は、15.9%で、早期健全化基準（25%）を下回っています。

### ★将来負担比率

- 地方債の残高をはじめ、債務負担行為による支出予定額など一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
- 平成19年度の上川町の比率は、155.7%で、早期健全化基準（350%）を下回っています。

### ★資金不足比率

- 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。
- 平成19年度の上川町は、水道事業会計、町立病院事業会計、公共下水道事業特別会計とも、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されませんでした。

# 町議会

## 審議結果

### 7月臨時会

平成20年第4回上川町議会（臨時2）は、所管事務調査報告や財産の取得、工事請負契約の締結の4件が審議されました。主な内容は次のとおりです。

平成20年度一般会計補正予算成20年度一般会計補正予算など6件が審議されました。

主な内容は次のとおりです。

#### 可決議案等

◎財産（口一タリ一除雪車）の取得は、更新をするもので取得価格が700万円を超えることから議会の議決をするもの。

◎財産（ロードクリーナー）の取得は、更新をするもので取得価格が700万円を超えることから議会の議決をするもの。

◎平成20年度一般会計補正予算（第3号）は、歳出に

おいて、合併処理浄化槽設置事業補助金、21世紀北の森づくり推進事業補助金、

エスボワールの整備に係る公園管理経費などの補正。

歳入において、歳出補正にかかる補助金などの補正をするもの。

度各会計決算認定など39件が審議されました。主な内容は次のとおりです。

### 8月臨時会

平成20年第5回上川町議会（臨時3）は、所管事務調査報告や財産の取得、工事請負契約の締結の4件が審議されました。主な内容は次のとおりです。

平成20年度一般会計補正予算成20年度一般会計補正予算など6件が審議されました。

主な内容は次のとおりです。

#### 可決議案等

◎財産（総合行政ネットワークシステム一式）の取得については、更新をするもので取得価格が700万円を超えることから議会の議決をするもの。

◎上川停車場線道路改良舗装工事請負契約の一部変更について

◎財産（土地）の交換については、土地区画整理事業における仮換地に関わり地権者の希望により町有地と等価交換するもの。

◎上川停車場線道路改良舗装工事請負契約の締結につ

いては、工事予定価格が5千万円を超えることから議会の議決をするもの。

◎平成20年度一般会計補正予算（第3号）は、歳出に

おいて、合併処理浄化槽設置事業補助金、21世紀北の森づくり推進事業補助金、

エスボワールの整備に係る公園管理経費などの補正。

### 9月臨時会

平成20年第6回上川町議会（定例3）は、平成19年

想定されないことから解散するもの。

◎上川町教育委員会委員の任命については、次の4人

について議会の同意をいたしました。

◎上川町ふるさと応援寄付条例制定について、地方税法の改正によりふるさと納税制度が創設されたことに伴い、新たな自主財源確保対策として取り組むため制定するもので、総務文教常任委員会に付託いたしました。

原邦男（東町）  
辰巳明美（菊水）  
安藤智昭（新町）

### 11月臨時会

◎上川停車場線道路改良舗装工事請負契約の一部変更について

◎財産（公営住宅（駅前団地B）2棟8戸）について

◎平成20年度上川町一般会計補正予算（第5号）

380世帯を対象とした  
福祉灯油助成事業、プレミアム商品券を販売する商工業振興緊急対策事業補助金を超えることから議会の議決をするもの。

◎上川町土地開発公社の解散については、公共施設整備がほぼ完了し、今後において先行する土地の取得が

# 町議会

## 議会広報特別委員会

議会広報特別委員会	委員長	安部逸雄
副委員長	笠間法考	
委員	遠藤和男	
久米得正	川上隆士	